

鶴ヶ島市告示第160号

鶴ヶ島市農機具登録制度実施要綱を次のように定める。

令和6年5月28日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

鶴ヶ島市農機具登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、不要となった農機具を登録し、有効に活用するための制度（以下「農機具バンク」という。）を設けることにより、農業者の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「農機具」とは、市内にある使用可能なトラクター、耕運機、草刈機、噴霧器等の農業用機械であって、譲渡可能なものをいう。

(登録申請等)

第3条 農機具バンクへ農機具の登録をしようとする者は、様式第1号の鶴ヶ島市農機具バンク登録申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、申請内容及び農機具の状態等を確認の上、登録の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録決定した農機具（以下「登録農機具」という。）の型式、写真その他の情報を市ホームページへ公表するものとする。

4 登録が認められた者（以下「登録者」という。）は、登録農機具の管理を行うものとする。

(登録の取消し)

第4条 市長は、登録農機具について、次の各号のいずれかに該当するときは、農機具バンクの登録を取り消すことができる。

- (1) 所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 農機具バンクに登録をした日から2年が経過したとき。
- (3) 登録者から登録農機具の登録の抹消の申し出があったとき。

(利用者要件)

第5条 農機具バンクを利用し、登録農機具を譲り受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に農地を所有し、又は市内の農地を貸借して耕作している者
- (2) その他市長が適当であると認める者

(利用申請)

第6条 農機具バンクを利用し、登録農機具を譲り受けようとする者は、様式第2号の鶴ヶ島市農機具バンク利用申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、利用の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定により利用を承認したときは、登録者に通知するものとする。

(譲渡)

第8条 登録者は、前条の規定による通知を受けたときは、第6条第2項の規定により承認を受けた者（次条において「利用者」という。）に対し、登録農機具の譲渡を行うものとする。

2 登録者は、前項の規定により譲渡が決定したときは、市長に報告するものとする。

(禁止行為)

第9条 利用者は、譲り受けた農機具を農業以外に使用し、又は転売してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月28日から施行する。